

仕様書

1 案件名称

令和7年度JAWS Pro SMA（2年追加）ライセンス利用

2 品名

JAWS Pro SMA 2年追加

3 規格及び数量

製品	JAWS Pro SMA 2年追加
メーカー	有限会社エクストラ
数量	6 ライセンス

4 納入期限

令和8年2月27日

5 納入場所

デジタル統括室基盤担当(大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル4階)

6 特記事項

- (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (2) 契約後における仕様書の疑義は、すべて本市の解釈によるものとする。
- (3) 納入にあたっては、事前に担当者まで連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 納入にあたっては、納品書及びライセンス証書を提出すること。
- (5) 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
- (6) 不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。なお、交換に係る費用は、受注者の負担とする。
- (7) 入札金額には配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- (8) 発注するライセンスにかかるライセンス料については本件契約金額に含めること。
- (9) 本市における検査後、日本円による請求書払いによること。
- (10) JAWS2024のシリアル番号は、業者決定後に示す。

7 納品完了報告

別紙「納品完了報告書」を提出すること。

8 支払いについて

前項により納品完了報告書を提出し、検査に合格した場合は、契約書第12条により、支払いを請求することができる。

9 事業担当

〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 大阪市阿波座センタービル4階
デジタル統括室 基盤担当（基盤グループ）

電話:06-6543-7131

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

